

## 総務委員会委員長報告書

令和6年12月18日

総務委員会に付託されました議案8件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第63号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度流山市一般会計補正予算（第5号）」について報告します。

本案は、衆議院議員解散総選挙に関連する経費について、特に緊急を要したため、令和6年10月7日付けで、令和6年度流山市一般会計補正予算第5号について専決処分したので、その承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ8,227万8千円を追加し、補正後の予算総額を861億428万9千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決定しました。

次に、議案第64号「令和6年度流山市一般会計補正予算（第6号）」について報告します。

本案は、定額減税に伴う個人市民税の減収分を減額し、その補填分として地方特例交付金を増額するほか、保育園等の運営に係る委託料や障害児通所給付費、子ども医療費などの扶助費等を増額することに伴い、これらに関連する国・県支出金を増額するものです。このほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の変更等を行い、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ24億7,195万8千円を追加し、補正後の予算総額を885億7,624万7千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 2点指摘し、反対の立場で討論する。

本議案は、市民の要望などが盛り込まれている補正予算であると思うが、以下のとおり見逃せない内容があることから反対する。

1 議案第66号、第67号の予算上の裏付けとなる市長等の特別職や議員の期末手当等が盛り込まれていること。

2 議案第89号と密接不可分な流山市総合運動公園指定管理事業の債務負担行為が設定されていること。

2 賛成の立場で討論する。

本補正予算の内容は、現状を確認し、問題ないと判断した。

ただし、学校給食公会計化事業の賄材料費追加については、議会にとっ

ては、寝耳に水という部分もあるため、次年度予算において、十分厳しい目で審査したいと思う。ただし、本議案は補正予算の審査なので賛成とする。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第68号「固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、固定資産評価審査委員会に置く書記の定数を廃止し、審査の申出の件数に応じた人数の書記を置くことを可能とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第65号「流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第66号「流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第67号「流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の以上3件は関連がありますことから、一括して審査しました。

議案第65号は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を勘案し、一般職の職員に係る給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定するものです。

議案第66号は、常勤の特別職の職員の期末手当の支給月数を改定するものです。

議案第67号は、流山市議会議員の期末手当の支給月数を改定するものです。

審査の過程における討論として、

1 議案第65号に賛成、議案第66号及び議案第67号に反対の立場で討論する。

議案第65号の賛成の理由は、30年も給料が上がらない、世界でもいびつな国となっているもとの、国民全体で給与アップを図る仕組みや社会的流れを、本格的に促すことは待ったなしである。

公務員といえども、会計年度任用職員という非正規の立場で言えば、フルタイムで働いても月22万4,000円程度しかもらえず、それを24万7,000円まで引上げていくということは重要なことではないかと考えるので賛成とする。

一方、議案第66号及び議案第67号については、市長をはじめとする特別職は、法的な拘束力はなく、あくまでも国通知のみであり、議員については、その通知すらないので、職員の給与等の改正に沿って引き上げていく条例改正は、必要ないと考える。

今、政治をつかさどる上で大事なことは、厳しい市民生活を最優先にし、法的拘束力のない手当改正は厳に慎むことである。特別職と議員の手当改正に必要な経費は、就学援助における卒業アルバム代の支給追加とほぼ同額であり、税金の使い方として優先順位の高いほうへ切り替えるべきであると考えことから、両案については反対とする。

がありました。

採決の結果、議案第65号については、全会一致をもって、可決すべきものと、議案第66号及び議案第66号については、5対1をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第69号「千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」について報告します。

本案は、令和7年3月31日をもって布施学校組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議をするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第70号「専決処分の承認を求めることについて（公用車物損事故に係る和解）」について報告します。

本案は、公用車の物損事故に係る和解について、相手方と合意に達し、即時にこれを確定し、事件の解決を図ることについて特に緊急を要したことから、令和6年10月15日付けで専決処分したので、その承認を求めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決定しました。

以上